

「国際交流」に係る自己点検・評価書

I 基準に係る本学の特徴及び目的

1 特徴

本学は、教員養成大学として、「異文化理解マインドを持った教員の養成」と「国際レベルでの学校教育とその教育者養成の研究推進」の2つを目標に掲げ、国際交流の推進に取り組んでいる。

平成14年には国際交流・留学生交流の充実・発展を担う組織として「国際交流推進室」を発足させ、平成21年には国際交流を担当する専任教員を配置している。

本学は6か国9大学（平成23年4月現在）と交流協定を取り交わしており、学内にコーディネーターの教員を配置して、協定校との学术交流、学生交流を推進している。

本学では、その創設当初より、国際交流と異文化理解を目的とした学部及び大学院の授業科目を開講し、海外の協定校等において学生の海外研修を毎年実施している。本学では、この科目をはじめとして数多くの異文化理解、国際理解教育に関する科目を学部及び大学院に開設しており、また、外国人教員による英語科目が学部の必修科目として開設されるなど、学生の外国語コミュニケーション能力の育成を推進している。

外国人留学生は、アジアを主とした諸国・地域からの国費・私費留学生が、毎年平均40名程度在籍しており、その大部分は大学院で学ぶ学生である。本学では国際交流推進室を中心に、学内の各組織や地域の団体と連携して、外国人留学生の支援と交流活動に取り組んでいる。

学内には、外国人留学生と外国人研究者受入れのための居住施設として国際学生宿舎が設置されており、日本人学生を交えた国際交流の場としても活用されている。

2 目的

本学では、国際交流・留学生交流を推進するための指針として、平成14年6月19日に「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」を策定した。そこでは、本学の国際交流推進の目標として、次の4項目を掲げている。

(1) 学生の海外派遣の充実

国際社会で活躍できる人材を育成するためには、学生に、外国語の習得だけでなく、異なる文化的背景を有する人々と共に学び生活することなどを通じて、相手の立場を理解しようとする感覚を身につけさせるとともに、国境を越えた適応能力を獲得させることが大切である。

このためには、できる限り若いうちに異文化体験を得させることが重要であり、短期留学による日本人学生の海外派遣を一層拡充、支援したり、海外でのインターンシップの推進や、フィールドワーク等の単位化を促進したりするなどの方策を充実することが必要である。

(2) 若手教員等の海外派遣の充実

学生の指導に当たる教員自身の国際感覚を高めるとともに、我が国の大学の「知」を積極的に海外に提供していく観点から、教員の海外派遣を充実することが必要である。

また、国際感覚に富んだ若手の教員や研究者を育成する観点から、若手教員を積極的に海外に送り出すことが必要である。

(3) 外国人留学生受入れの推進

大学の教育研究の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化に向けて大学改革を推進することは、

学改革をさらに促進することにもつながるものである。

(4) 異文化理解マインドをもった教員の養成

我が国と諸外国相互の研究・教育の国際化・活性化を促すとともに、国際理解の推進と国際協力の精神の醸成に寄与するという観点から、教育現場においては、異文化理解教育が重要な課題となり、異文化理解マインドを持った教員の養成を目指して行かなくてはならない。

異文化理解マインドを持った教員は、教育現場において、豊かな国際感覚・国際協力の精神をもった子どもたちを育成することになる。

教員養成大学である本学においては、これまでの教師教育に加え、今後は異文化理解に関する研究・教育を実践し、異文化理解マインドを持った教員を養成していくことが、社会的な使命の一つであるとする。

II 自己点検・評価

1 基準10-1：海外からの教職員の受入れ及び教職員の派遣が適切に行われていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点10-1-①：外国人教職員の受入れが活発に行われているかどうか。また、その際の支援制度が整っているか。

(観点・指標に係る状況)

本学では、大学の理念・目的を最適に実現するとともに教育研究の一層の向上を目指し、大学教員人事に係る基本方針を定めている。その中で、国内外を問わず優れた人材確保に向け外国人の雇用促進を図ることとしている。このことを受け、教員公募の際には、「国籍は問わない」ことを応募条件に明記している。(別添資料10-1-①-1「国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針」、別添資料10-1-①-2「第31回教育研究評議会議事要旨(抜粋)」参照)

また、一般教員のほか本学特任教員規程において、日本語を母語としない者を特任講師として雇用し、外国語関連授業科目を担当させる制度を設けている(別添資料10-1-①-3「国立大学法人上越教育大学特任教員規程」参照)。

一般教員及び特任教員制度による特任講師の在職状況は、以下の表のとおりである。

国籍	職種	所属学系等	雇用期間
中国	教授	自然・生活教育学系, 教科・領域教育専攻生活・健康系コース(技術)	平成8年4月1日～
イギリス	特任講師	人文・社会教育学系, 教科・領域教育専攻言語系コース(外国語)	平成21年4月1日～

受入れに係る支援については、教育・研究に関しては関係コース(科目群)の教員が行っている。

(分析結果とその根拠理由)

本学では、上記のとおり、教員人事に係る基本方針において、外国人教員の雇用促進を明記していること、雇用のための制度が整えられ、実施していると判断できる。また、外国語関連科目の授業を実施するに当たり、その目的を達成するために特任教員制度において日本語を母語としない者を特任講師として雇用し、教育の充実を図っており、この点においても外国人教員の受入れを積極的に行っていると判断できる。

受入れに係る支援については、教育・研究に関しては関係コース(科目群)において行っており、そ

の体制が整っていると判断する。

観点10-1-②：外国人教員が採用されているか。

(観点・指標に係る状況)

観点10-1-①に記述したとおり、本学においては、外国人教員の雇用促進を図っている。

平成21年4月には、英語母語発話者の直接指導による学生の英語会話力の養成及び表現力の養成のため、特任教員制度による特任講師（制度は前記10-1-①を参照）として、英語関連科目を担当する外国人教師を採用した。

平成22年5月1日現在において、外国籍の教授1人及び英語関連授業科目を担当する特任講師1人を雇用している。（資料観点10-1-①中の表参照）

(分析結果とその根拠理由)

優れた外国人教員が採用されている。

国内外を問わず優れた人材を確保するという基本方針により、本学では外国人の教授1人を雇用している。

また、英語関連科目を担当する特任講師1人を雇用し、英語母語発話者の直接指導による学生の英語会話力の養成及び表現力の養成という目的を達成している。

観点10-1-③：教職員の海外派遣が活発に行われているか。

(観点・指標に係る状況)

過去3か年（平成20年度～平成22年度）における教職員の派遣実績は、[表3-1～3-3]のとおりである。

[表3-1：平成20年度]

派遣国	用務・経費	研究用務													計	その他の用務		
		本学運営経費	文部科学省事業	日本学術振興会	科学技術振興機構	科学研究費補助金	科学技術振興調整費	日本学術会議	国際協力機構	国際交流基金	その他政府関係機関	民間団体	外国政府・国際機関	私費				
インド	2																2	
タイ						2											2	2
シンガポール						1											1	
インドネシア																		
フィリピン	1																1	
韓国	7					4											11	5
ベトナム																		2
中国	6					2									2	2	12	8
台湾	1					1							1				3	2

	(小計)	17				10				1		2	2	32	19	
中東	トルコ															
	イスラエル															
	(小計)															
アフリカ	チュニジア					1(1)								1(1)		
	マダガスカル															
	ナミビア					1(1)								1(1)		
	(小計)					2(2)								2(2)		
オセアニア	オーストラリア														9	
	(小計)														9	
北米	アメリカ合衆国	7	8(1)			3							3	21(1)		
	カナダ															
	(小計)	7	8(1)			3							3	21(1)		
中南米	メキシコ					1									1	
	(小計)					1									1	
ヨーロッパ	フィンランド		4												4	
	スウェーデン					1									1	
	ノルウェー															
	デンマーク															
	アイルランド															
	イギリス	1	5(1)			2						1	1	10(1)	4	
	ドイツ	1				1									2	
	フランス					1									1	
	スペイン	1													1	
	ポルトガル	1													1	
	イタリア					1									1	
	ギリシア															
	スイス	1											1		2	
	ポーランド														2	
	チェコ														2	
	ロシア									2					2	
	リトアニア															
	ウズベキスタン															
		(小計)	5	9(1)			6				2		1	2	25(1)	11
	合計		29	17(2)			22(2)				3		3	7	81(4)	39

()内の数値は、派遣期間が30日を超えるもので、内数を示す。

平成20年度における教職員の海外派遣人数は、25か国、延べ120人である。そのうち30日以上長期にわたる派遣は、文部科学省事業及び科学研究費補助金による研究出張（延べ2件）及び科学研究費補助金による研究出張（延べ2件）であった。

その他の用務による派遣の内訳は、海外教育（特別）研究の引率（４件）、海外フィールド・スタディの視察（１件）、９月入学に係る海外大学訪問調査（２６件）、協定校の訪問（２件）、附属小学校オーストラリア交歓（訪問）の児童引率（６件）である。

〔表３－２：平成21年度〕

派遣国	用務・経費	研究用務												計	その他の用務		
		本学運営経費	文部科学省事業	日本学術振興会	科学技術振興機構	科学研究費補助金	科学技術振興調整費	日本学術会議	国際協力機構	国際交流基金	その他政府関係機関	民間団体	外国政府・国際機関			私費	
アジア	インド	1														1	
	タイ																
	シンガポール																
	インドネシア					1										1	
	フィリピン																
	韓国	8(1)				4										12(1)	
	ベトナム																
	中国	3				1					1			2		7	3
	台湾	2				1										3	
	(小計)	14(1)				7					1			2		24(1)	3
中東	トルコ	1(1)														1(1)	
	イスラエル																
	(小計)	1(1)														1	
アフリカ	チュニジア																
	マダガスカル					1(1)										1(1)	
	ナミビア																
	(小計)					1(1)										1(1)	
オセアニア	オーストラリア					1										1	6
	(小計)					1										1	6
北米	アメリカ合衆国	3				3										6	6
	カナダ																
	(小計)	3				3										6	6
中南米	メキシコ																
	(小計)																
ヨーロッパ	フィンランド	2														2	
	スウェーデン																
	ノルウェー	1														1	
	デンマーク	1														1	
	アイルランド																

イギリス	1				3								2(1)	6(1)	
ドイツ	1													1	
フランス	1				1								1	3	
スペイン					1									1	
ポルトガル															
イタリア													1(1)	1(1)	
ギリシア	1(1)													1(1)	
スイス															
ポーランド															
チェコ															1
ロシア										1				1	
リトアニア	1													1	
ウズベキスタン													1	1	
(小計)	9(1)				5					1			5(2)	20(3)	1
合計	27(3)				17(1)					2			7(2)	53(6)	16

()内の数値は、派遣期間が30日を超えるもので、内数を示す。

平成21年度における教職員の海外派遣人数は、22か国、延べ69人である。そのうち30日以上長期にわたる派遣は、本学運営経費による研究出張（延べ3件）、科学研究費補助金による研究出張（1件）、私費による研修（延べ2件）であった。

その他の用務による派遣の内訳は、海外教育（特別）研究の引率（2件）、海外フィールド・スタディの視察（1件）、交流協定更新に係る打合せ及び更新締結（4件）、協定校との交流打合せ（8件）、国際インターンシップの学生派遣の同行（1件）である。

〔表3-3：平成22年度〕

派遣国	用務・経費	研究用務													計	その他の用務				
		本学運営経費	文部科学省事業	日本学術振興会	科学技術振興機構	科学研究費補助金	科学技術振興調整費	日本学術会議	国際協力機構	国際交流基金	その他政府関係機関	民間団体	外国政府・国際機関	私費						
ア	インド																			
ジ	タイ													1				1		
ア	シンガポール					1												1		
	インドネシア	2																2		
	フィリピン																			
	韓国	6	3			9								1				19	7	
	ベトナム					3													3	
	中国	4				3											1		8	
	台湾	2				4													6	7

	(小計)	14	3		20				2		1	40	14	
中東	トルコ	3										3		
	イスラエル	1										1		
	(小計)	4										4		
アフリカ	チュニジア													
	マダガスカル				1(1)							1(1)		
	ナミビア													
	(小計)				1(1)							1(1)		
オーストラリア	オーストラリア										1	1	12	
	(小計)										1	1	12	
北米	アメリカ合衆国	20			7(2)				1		1	29(2)		
	カナダ	6			1							7		
	(小計)	26			8(2)				1		1	36(2)		
中南米	メキシコ													
	(小計)													
ヨーロッパ	フィンランド				1							1		
	スウェーデン													
	ノルウェー				1(1)							1(1)		
	デンマーク													
	アイルランド	1										1		
	イギリス	5			1							6		
	ドイツ	2									1	3		
	フランス				1							1		
	スペイン													
	ポルトガル													
	イタリア										1	1		
	ギリシア													
	スイス				1							1		
	ポーランド													
	チェコ													
	ロシア													
	リトアニア													
	ウズベキスタン													
		(小計)	8			5(1)						2	15(1)	
	合計		52	3		34(4)				1	2	5	97(4)	26

()内の数値は、派遣期間が30日を超えるもので、内数を示す。

平成22年度における教職員の海外派遣人数は、21か国、延べ123人である。そのうち30日以上長期にわたる派遣は、科学研究費補助金による研究出張（延べ4件）であった。

その他の用務による派遣の内訳は、海外教育（特別）研究の引率（5件）、海外フィールド・スタデ

ィの視察（1件），附属中学校韓国交歓（訪問）の生徒引率（5件），授業実施する学生の引率（1件），海外大学との交流打合せ（6件），附属小学校協定校交歓の児童引率（8件）である。

なお，上記3か年に実施された研究用務による派遣実績を職種別に示すと以下の表のとおりとなる。

	教 授	准教授	講 師	助 教	その他	計
平成20年度	33	34	3	1	10	81
平成21年度	26	18	4		5	53
平成22年度	36	43	6	1	11	97

その他は，主に附属学校教員等である。

本学では，平成14年度に「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」（別添資料10-1-③-1「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」参照）を国際交流推進のための方針として策定しており，そこには若手教員等の海外派遣の充実が目標として掲げられている。

これらの方針・目標を達成するための方策の1つとして，平成14年度から学内公募による海外との研究交流事業を実施している。（別添資料10-1-③-2「平成23年度海外との研究交流の募集について（通知）」参照）

これは，本学の協定校やその他の海外の大学・研究機関との研究交流を推進するため，本学教員を対象に研究テーマを募集し，海外派遣のための旅費を支給して海外との研究交流を実施するものである。研究テーマについては，Ⅰ．本学の交流協定締結校との研究者交流（共同研究など），Ⅱ．本学の中期計画・年度計画及び本学が推進する事業の実施に関連するもの，Ⅲ．若手研究者の国際学会等への参加，の3つのカテゴリーについて募集を行っている。平成16年度からは教員の派遣に加えて，海外の研究者の招へいも含めて募集を行っており，また，平成17年度からは上述の「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」において強調されている若手教員の海外派遣を積極的に推進する観点から，若手研究者の派遣枠を設定して募集を行っており，これらを通じて協定校等との研究者交流の推進及び若手教員等の海外派遣の充実に努めている。

過去3か年の海外との研究交流事業における海外派遣の応募・採択状況は，以下の表のとおりである。

年 度	応募	採択	採択者の内訳	派 遣 国	備 考
平成20年度	4	3	教授2，准教授1	中国，韓国，アメリカ合衆国	注1
平成21年度	3	3	教授2，講師1	韓国，トルコ，ドイツ	注1
平成22年度	3	3	准教授2，講師1	インドネシア，アイルランド，イギリス，ドイツ	注1 注2

注1：平成20年度1件，平成21年度1件，平成22年度2件を，研究者の招へいを採択・実施した。

注2：平成21年度，平成22年度の派遣採択者のうち各1件は，若手教員枠で採択（国際学会派遣）したものである。

教員の海外派遣は，科学研究費補助金をはじめとする外部資金によるものが大きなウェイトを占めるため，科学研究費補助金申請のための説明会の開催や日本学術振興会の国際交流事業募集の案内，その他各種研究助成金等の募集に関する情報提供の充実を図っている。

（分析結果とその根拠理由）

平成20年度～平成22年度の研究用務による教職員の海外派遣は，81件，53件，97件と平成22年度は大幅

な増加があった。また、その中に占める准教授、講師、助教の割合は、合わせて48%前後である。

なお、これを経費別にみると、本学運営経費による出張が29件、27件、52件と平成22年度は大幅な増加があり、私費による研修が7件、7件、5件とあまり変化が見られない。科学研究費補助金などの外部資金による派遣は、45件、19件、40件であった。

上記により、教職員の海外派遣は、若手教員を含め、活発に行われていると判断される。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

該当なし

(今後の検討課題)

本学の教育研究の国際性を高めるためにも、教職員の海外派遣をより活発に行う必要がある。そのためには文部科学省の競争的資金や科学研究費補助金その他の外部資金の獲得が重要である。

国立大学の法人化と同時に文部科学省の在外研究員制度が廃止された。教員の長期海外研修の機会をどのように確保するかが課題といえる。

2 基準10-2：海外との教育交流及び学生交流が適切に行われていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点10-2-①：海外協定校との教育交流活動が活発に行われているか。また、そうした活動を奨励する方針が策定されているか。

(観点・指標に係る状況)

平成22年度末の時点での本学の協定校は、以下の表のとおり（6か国、9大学等）である。

大学等名	国名	協定締結年月
哈爾濱師範大学	中国	平成7年8月
韓国教員大学校	韓国	平成8年12月
アイオワ大学教育学部	アメリカ合衆国	平成10年6月
北京師範大学	中国	平成13年11月
チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学	トルコ	平成17年12月
国立嘉義大学	台湾	平成18年10月
内蒙古民族大学	中国	平成18年10月
ウーロンゴン大学	オーストラリア	平成19年6月
ウェストミンスター・スクール	オーストラリア	平成21年6月

本学では、これらの協定校との交流を推進するため、協定校ごとにコーディネーターの教員を配置し、各種交流の連絡調整を行うとともに、時間帯を設定して学生の留学相談を行っている。

これらの協定校とは、一部を除き、学生交流に関する協定書・覚書を取り交わしており、検定料、入学金、授業料を互いに不徴収とした1年以内の短期留学生の派遣・受入れを行っている。

過去5か年の短期留学生の派遣・受入れの状況は、以下の表のとおりである。

大 学 名	区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
哈爾濱師範大学	派遣					
	受入		1		1	3
韓国教員大学校	派遣					
	受入		1			2
北京師範大学	派遣				1	
	受入	1				
グラスゴー大学	派遣	1	1		1	
	受入					
チャナッカレ・オンセ キズ・マルト大学	派遣					
	受入		1	1	1	
内蒙古民族大学	派遣					
	受入			3	1	3
計	派遣	1	1		2	
	受入	1	3	4	3	8

グラスゴー大学との交流協定は、平成22年7月に終了した。

これらの短期留学生は、派遣、受入れともに独立行政法人日本学生支援機構が行っている短期留学推進制度に基づくもので、同機構からの奨学金の交付を受けている。同制度による派遣留学生は、協定校への短期留学希望学生の募集を行い、日本学生支援機構から派遣枠の配当があった場合に、当該派遣留学希望者に対し国際交流推進室が面接等による選考審査を行い、派遣留学生を決定している。なお、英語圏の協定校への留学については受入大学の条件として、TOEFLなどの成績による一定基準の英語能力が求められる。また、同制度による受入留学生は、協定校からの推薦のあった候補者について、特別聴講学生として出願してもらい受入れの審査を行っている。

本学では、「協定校等との学術交流を推進する」とした中期計画・年度計画に基づき、海外学生派遣プログラム説明会及び留学説明会を開催し、協定校の紹介、協定校における短期研究プログラムの説明、留学体験談の発表、上述の留学生交流支援制度に基づく短期留学生の募集案内などを行っている。（海外学生派遣プログラム説明会及び留学説明会の内容は、**〔別添資料10-2-①-1「平成22年度海外学生派遣プログラム説明会」「平成22年度留学説明会」**〕のとおり）上述のとおり英語圏への留学については、英語能力のレベルが受入大学の条件として設定されているため、英語コミュニケーション能力向上の必要性についても、学生に周知している。

また、海外学生派遣プログラム説明会及び留学説明会以外にも大学ホームページ、学生手帳、国際交流推進室発行のニュースレターである「国際交流のひろば」への記事掲載、学部及び大学院の新入生オリエンテーションにおけるガイダンスなどにより、協定校及び協定校との交流プログラム並びに海外留学に関する広報、情報提供の強化を図った。

なお、協定校への短期留学を推進するため、上越教育大学国際交流推進後援会（本学の国際交流推進を支援する学外団体）による短期留学派遣留学生への助成事業により、留学費用援助のための奨学金の交付を行った。（**別添資料10-2-①-2「派遣留学生助成事業」**参照）

協定校からの留学については、平成21年度に哈爾濱師範大学、北京師範大学、内蒙古民族大学、平成22

年度にチャナッカレ・オンセキズ・マルト大学、北京師範大学を訪問し、国際交流担当者との意見交換や学生に対する留学説明会を行った。

また、平成22年度に、ホームページに「留学案内」を掲載・公開し、協定校からの留学希望者に情報提供を行っている。（別添資料10-2-①-3「2011留学案内」参照）

協定校のうち哈爾濱師範大学とは、平成13年度に研究生の受入れに関する協定を取り交わし、同大学から推薦された同大学の卒業生を、本学の研究生及び大学院学生として受け入れている。この協定に基づき、平成18～22年度の間には5名の外国人留学生を本学に受け入れている。（別添資料10-2-①-4「哈爾濱師範大学からの研究生受入れに関する協定」参照）

協定校との教育交流事業としては、留学生の派遣・受入れ以外には、学部及び大学院の授業科目として実施されている「海外教育（特別）研究」、及び韓国教員大学校との学生交流プログラムがある。

「海外教育（特別）研究」は、協定校訪問を含む短期の海外研修プログラムとして実施しているが、これについては、観点10-2-②の項において詳述する。

韓国教員大学校との学生交流プログラムは、交流協定に基づく学生の相互交流として、短期留学プログラムを実施し、学生の国際理解・異文化理解の深化を図り、同校との交流を推進することを目的とし、学生の派遣と受入れを交互に行うもので、これまでに10回実施されている。過去5か年の実施状況は、次のとおりである。

平成18年8月24日～9月5日	<派遣>	学部学生13名，大学院学生2名，引率職員3名
平成19年7月6日～7月17日	<受入>	学部学生14名，大学院学生2名，引率職員2名
平成20年4月29日～5月12日	<派遣>	学部学生11名，大学院学生4名，引率職員2名
平成21年8月18日～8月25日	<受入>	学部学生13名，大学院学生2名，引率職員2名
平成22年4月27日～5月7日	<派遣>	学部学生6名，大学院学生2名，引率職員2名

本プログラムは、約10日～2週間にわたり、相手校を訪問し交流を行うもので、相手国の文化や教育に関する研修、相手校の学生との合同セミナー、附属学校の参観・授業実践、相手方学生の家庭でのホームステイ交流、地域見学・研修などの多種多様な交流プログラムにより構成されており、訪問期間中は、受入側大学が宿所や食事を提供する形態で実施されている。

本プログラムのうち、韓国教員大学校への派遣については、従来から実施している「海外教育（特別）研究」とプログラムの内容的に共通する部分が多く、授業科目としてカリキュラムに位置づけることが、参加学生の募集や評価の上でも有効であるため、平成18年度から「海外教育（特別）研究C」として開講し、実施している。

国際交流推進室では、「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」（別添資料10-1-③-1「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」参照）に掲げる「学生の海外派遣の充実」及び「異文化理解マインドをもった教員の養成」という2つの目標を踏まえ、中期計画・年度計画にしたがい、これらの目標を実現するため、上述した協定校との教育交流活動をはじめとする学生の海外研修・交流プログラムの開発・充実を図っている。

（分析結果とその根拠理由）

国際交流推進室が策定した方針のもと、留学生の派遣・受入れ及びその他の交流プログラムの実施により、海外協定校との教育交流活動は活発に行われていると判断される。

特に、韓国教員大学校との学生交流プログラムは、学生の相互訪問による交流として、内容において特色あるものであり、同校との交流の推進に大きな成果を取めている。

観点10-2-②：学生の短期海外研修が定期的に行われているか。

（観点・指標に係る状況）

本学における学生の短期海外研修として、学部及び大学院にそれぞれ開設されている授業科目「海外教育（特別）研究A～C」、大学院に開設されている授業科目「海外フィールド・スタディ」がある。

【学部】人間教育学関連科目／実践の人間理解科目／異文化理解 実習2単位，1年次，自由科目

- ・海外教育研究A（オーストラリア）
- ・海外教育研究B（アメリカ合衆国）
- ・海外教育研究C（韓国）

【大学院】専攻科目／専門科目／学校臨床研究に関する科目 実習2単位，選択科目

- ・海外教育特別研究A（オーストラリア）
- ・海外教育特別研究B（アメリカ合衆国）
- ・海外教育特別研究C（韓国）

過去5か年の実施状況は、以下の表のとおりである。

年度	科目	訪問先	参加学生数			引率 職員
			学部	大学院	計	
平成18年度	A	ウェストミンスター・スクール，シドニー	7	5	12	3
	C	韓国教員大学校，ソウル	13	2	15	3
平成19年度	B	アイオワ大学，現地諸学校，ニューヨーク	11	6	17	2
平成20年度	A	ウェストミンスター・スクール，シドニー	8	5	13	2
	C	韓国教員大学校，ソウル	11	4	15	2
平成21年度	B	アイオワ大学，現地諸学校，ニューヨーク	7	2	9	2
平成22年度	A	ウェストミンスター・スクール，現地諸学校，シドニー	5	3	8	3
	C	韓国教員大学校，ソウル	6	2	8	2

本授業科目は、海外の教育現場の視察やその他の交流をとおして、実際に異文化を体験することにより、海外の教育事情や異文化に対する理解を深めることを目的としており、約10日間の海外研修の他に、語学学習を含めた事前学習・準備から帰国後の報告会、報告書作成までをその授業内容としている。

本授業科目は、「海外教育（特別）研究」の1科目として年度により異なる国で実施していたものを、プログラム内容の充実を図るため、国際交流推進室で検討を行った結果、カリキュラムの改正により「海外教育研究に関する授業科目」を拡充し、平成18年度入学者の教育課程から、実施国別にA～Cの3つの授業科目に分け、複数科目を開設することとしたものである。このことにより、本プログラムの実施（訪問）国を明確にし、各実施先の特徴を活かしたプログラムと事前学習を充実させるとともに、学生が複数の科目（プログラム）を受講することを可能となった。

海外研修におけるプログラムの内容は、協定校等の訪問・交流や現地の小・中・高等学校の視察、授業参観、授業実践、その他文化施設等の見学である。授業実践は、現地の学校における外国の子どもたちとの直接的なふれ合い体験としてプログラムの中心に据えている。実際の授業体験を通じて異文化理解を図ることを目指し、「異文化理解マインドをもった教員の養成」という本学国際交流推進の目標に沿うよう

にプログラムの充実を図ってきた。

また、本授業科目は、国際交流推進室が科目開設の主体となっており、授業科目担当者として授業の計画、実施から受講者の評価までを担っている。授業内容の骨子は国際交流推進室協定校交流推進部会において検討し、各年度に開講される授業は、協定校交流推進部会において選出し国際交流推進室長が指名する教員によって実施される。

AとBは、ともに英語圏で実施するプログラムであり、交互に隔年開講している。これらの科目では、異文化理解の深化とともに、外国語コミュニケーション能力の育成を図ることを目的とし、プログラムの充実を図ってきた。なお、平成21年度には、Aの研修受入れ先として交流を行ってきたオーストラリアのウェストミンスター・スクールとの間で交流協定を締結したことにより、プログラムの一層の充実を図ることができた。

また、Cについては、観点10-2-①の項で述べたとおり、韓国教員大学校との学生交流事業として実施していた短期留学プログラムを授業科目化したものである。

海外教育（特別）研究A～Cの各科目の内容は、授業シラバス（別添資料10-2-②-1「平成22年度海外教育（特別）研究A～Cシラバス」参照）のとおりである。

学生の短期海外研修としては、この他に各協定校が実施している短期の研修プログラム（アイオワ大学、哈爾濱師範大学、北京師範大学）があり、留学説明会などで学生への周知を図っている。

国際交流推進室では、大学院学生を対象とした海外でのインターンシップ・プログラムの開発についての検討を進め、平成18年度の文部科学省大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）の取組として申請した「海外実習による異文化理解マインドの育成」が採択され、海外教育現場の視察訪問調査を行い、その調査に基づき、平成19年度に大学院授業科目「海外フィールド・スタディ」を立ち上げた。（別添資料10-2-②-2「大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)実績報告書」参照）

「海外フィールド・スタディ」は、他国の教育現場での授業参観、Teaching Assistant、授業実践（実習）、ホームステイなどを通し、見聞を広げ、多文化への理解を深めることによって、教師としての力量を高めること、同時に英語力の向上を目標とするインターンシップ科目であり、オーストラリアにおいて約1ヶ月にわたり実施している。（別添資料10-2-②-3「平成22年度海外フィールド・スタディシラバス」参照）

本授業科目の現地実習は、オーストラリアの公立学校において実施していたが、平成22年度からは、平成21年に交流協定を締結したウェストミンスター・スクールにおいて実施することとし、同校との連携により、プログラムの充実を図った。

立ち上げ後4か年の実施状況は、以下の表のとおりである。

年 度	参加学生数
平成19年度	大学院1年：7名
平成20年度	大学院1年：4名
平成21年度	大学院1年：3名
平成22年度	大学院1年：2名

（分析結果とその根拠理由）

学生の短期海外研修は、「海外教育（特別）研究」及び「海外フィールド・スタディ」が授業科目として開設され、定期的実施されており、そのプログラム内容についても充実が図られている。

観点10-2-③：異文化理解に関する教育が行われているか。

(観点・指標に係る状況)

本学学校教育学部の教育課程では、「異文化理解科目」の授業科目が開設されており、異文化理解と異文化理解のために必要とされる外国語コミュニケーション能力の育成が図られている。

平成22年度開講授業科目

授 業 科 目 名	単位区分・単位数・標準履修年次	単位取得者数
コミュニケーション英語AⅠ	必修 P 1 1年次	184
コミュニケーション英語AⅡ	必修 P 1 1年次	187
コミュニケーション英語BⅠ	必修 P 1 1年次	175
コミュニケーション英語BⅡ	必修 P 1 1年次	172
コミュニケーション英語CⅠ	必修 P 1 2年次	172
コミュニケーション英語CⅡ	必修 P 1 2年次	171
ドイツ語・ドイツ事情	選択必修 S 2 1年次	8
ドイツ語コミュニケーション基礎Ⅰ	選択必修 S 2 1年次	(休講)
ドイツ語コミュニケーション基礎Ⅱ	自由 S 2 1年次	(休講)
ドイツ語コミュニケーション応用Ⅰ	自由 S 2 2年次	(休講)
ドイツ語コミュニケーション応用Ⅱ	自由 S 2 2年次	(休講)
中国語・中国事情	選択必修 S 2 1年次	70
中国語・中国事情Ⅰ	選択必修 S 2 2年次	1
中国語・中国事情Ⅱ	自由 S 2 2年次	(休講)
ロシア語コミュニケーション	選択必修 S 2 1年次	9
アメリカ事情	選択必修 S 2 1年次	(休講)
アメリカ事情	選択必修 S 2 2年次	(休講)
韓国語文化論	選択必修 S 2 1年次	0
韓国事情	選択必修 S 2 1年次	91
ラテン語	選択必修 S 2 1年次	(休講)
国際交流セミナー	選択必修 S 2 2年次	12
日本語・日本事情Ⅰ	選択 S 2 1年次	3
日本語・日本事情Ⅱ	選択 S 2 1年次	8
海外教育研究A	自由 P 2 1年次	5
海外教育研究B	自由 P 2 1年次	(休講)
海外教育研究C	自由 P 2 1年次	8

上記授業科目のうち、海外教育研究A、海外教育研究B、海外教育研究Cは、国際交流推進室が担当している。

本学大学院学校教育研究科（修士課程）の教育課程では、専攻科目「学習臨床研究に関する科目」に授業科目が開設されており、異文化理解が図られている。各授業科目は、国際交流推進室が担当している。

平成22年度開講授業科目

授 業 科 目 名	単位区分・単位数	単位取得者数
海外教育特別研究A	選択 P 2	3
海外教育特別研究B	選択 P 2	(休講)
海外教育特別研究C	選択 P 2	2
海外フィールド・スタディ	選択 P 4	2

教育課程における上記のような授業科目以外にも、異文化理解を深めるためのプログラムとして、前項までで述べた協定校との教育交流活動（観点10-2-①の項参照）や学生の短期海外研修（観点10-2-②の項参照）があり、これらのプログラムについては、新入生オリエンテーション、海外学生派遣プログラム説明会、留学説明会などの機会を通じて学生への広報を行っている。

また、学内における国際交流行事などにおいても、学生の積極的な参加を求め、外国人との直接的な交流の機会を設けることで、異文化理解及び外国語コミュニケーション能力の育成を図っている。具体的な事例としては、「ウェストミンスター・スクール（オーストラリア）訪問団受入れ」（平成22年10月）、「韓国教員大学短期留学プログラム（受入れ）」（平成19年7月、平成21年8月）などについて、交流参加学生の募集を行った。

なお、本学中期計画に基づき、学士課程において異文化理解の機会を充実する方策として、平成22年度に国際交流推進室において、「海外教育研究」の参加者アンケート実施による内容検証（別添資料10-2-③-1「第5回協定校交流推進部会議事要旨（平成23年3月25日開催）」参照）、海外学生派遣プログラム説明会及び留学説明会の実施による学生派遣の推進（別添資料10-2-①-1「平成22年度海外学生派遣プログラム説明会」「平成22年度留学説明会」）、語学教室実施による語学学習の機会の提供（別添資料10-2-③-2「韓国語教室・中国語教室実施一覧」参照）を行った。

（分析結果とその根拠理由）

本学教育課程の開設科目及び観点10-2-②の項に記述した「海外教育（特別）研究」の実施等により、本学では、異文化理解に関して十分な教育が実施されていると判断される。

観点10-2-④：外国人留学生を積極的に受入れているか。また、支援制度・設備が整っているか。さらに、外国人留学生と地域の交流を深めるための支援制度があるか。

（観点・指標に係る状況）

外国人留学生の過去5年間の在籍状況（各年度5月1日現在）は以下のとおりである。

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
博士課程学生	6	6	7	6	4
修士課程学生	29	25	21	25	23
学 部 学 生	0	0	0	0	0
特別聴講学生	1	3	4	3	7
研 究 生	3	12	7	6	4
計	39	46	39	40	38
うち協定校受入れ	1	3	4	3	7

本学では、平成20年2月に「上越教育大学における留学生の受入れ方針」（別添資料10-2-④-1「上越教育大学における留学生の受入れ方針」参照）を定め、その方針に則り、質の高い外国人留学生を積極的に受け入れている。また、協定校からの受入れも積極的に推進している。

特別聴講学生及び研究生の出願時に、日本語能力の要件として、日本語能力試験N2（旧2級）以上の合格又は日本留学試験（日本語）200点以上の修得を課しているが、平成23年度入学生から、J.TEST実用日本語検定A-Dレベル試験準B級以上の認定を加えることを決定し、外国人留学生の質を確保しつつ、出願の機会を広げた。（別添資料10-2-④-2「第4回国際交流推進室会議事要旨（平成22年10月21日開催）」参照）

平成22年度に、ホームページに「留学案内」（別添資料10-2-①-3「2011留学案内」参照）を掲載・公開している。また、帰国外国人留学生のネットワークづくりを検討し、帰国外国人留学生をデータベース化し、本学の情報を発信することにより、留学生の受入れ促進を図っている。

外国人留学生の支援制度・設備に関しては、〈修学支援〉〈生活支援〉〈日本語支援〉〈連携支援〉の4つを柱に具体的支援を行ってきた。（別添資料10-2-④-3「4つの留学生支援目標」参照）また、支援目標と具体策についての理解と協力を求めるために、外国人留学生及びチューターにも説明会を実施した。

国際交流推進室において外国人留学生支援の業務を行う留学生支援部会では、毎年度当初に各支援担当と用務分担を決め、業務にあたっている。（別添資料10-2-④-4「平成23年度留学生支援部会担当者並びに用務分担」参照）

平成18年度以降に実施した主な支援制度は以下のとおりである。

○「留学生指導教員修学・生活指導報告書」により、留学生指導教員が担当外国人留学生に関する把握を徹底することで、留学生指導・支援体制の強化を図っている。（別添資料10-2-④-5「留学生指導教員修学・生活指導報告書」参照）

○「外国人留学生との意見交換会」を年2回実施し、外国人留学生支援を充実させる機会として、外国人留学生からの意見や要望を聴く会を設けている。なお、随時、意見交換の場をグループ分けにするなど、実施方法を見直した。（別添資料10-2-④-6「外国人留学生との意見交換会」参照）

○平成19年度

・チューターの役割やサポート内容、心得、手続等を示した「チューターの手引き」を作成し、チューターに配付し説明した。（別添資料10-2-④-7「チューターの手引き」参照）

・上越教育大学国際交流推進後援会による奨学金「外国人留学生奨学生」事業を実施し、年額10万円を5人支給していたが、在学中、何らかの経済的支援を一度は行えるような体制づくりを整えていきたいという大学の要望により、年額5万円を10人に支給することとした。（別添資料10-2-④-8「平成22年度上越教育大学国際交流推進後援会外国人留学生奨学生募集要項」参照）

○平成20年度

・「留学生（学部特別聴講学生）受け入れ教員ガイドライン」を作成し、学部特別聴講学生の受入教員に配付し、指導や支援についての指針を示した。（別添資料10-2-④-9「留学生（学部特別聴講学生）受け入れ教員ガイドライン」参照）

・中国の外国人留学生が多いことから、留学生オリエンテーション時に配付する「修学・生活上の諸手続等」の中国語版を作成し、配付した。（別添資料10-2-④-10「修学・生活上の諸手続等中国語版」参照）

- ・「チューター実施目標・報告書」を見直し、チューター制度に関する意見・要望等の欄を設け、チューター制度の改善を図った。（別添資料10-2-④-11「チューター実施目標・報告書」参照）

○平成21年度

- ・特別聴講学生のチューターの対象について、時間割の関係で学部学生との時間が合わせやすく、かつ、交流を深める機会が多くなることから、学部学生にも依頼できることを決定した。（別添資料10-2-④-12「平成21年度第5回留学生支援部会議事要旨」参照）
- ・それまで実施していた「留学生指導教員スキルアップ講習会」の内容を見直し発展させた「留学生教育研究会」を実施し、留学生教育の諸問題を明らかにし、その解決方法を探り、関係者間で共有した。（別添資料10-2-④-13「平成22年度留学生教育研究会実施計画」参照）

○平成22年度

- ・日本語学習指導チューターを導入し、大学院学生が外国人留学生に個別に日本語学習指導等を行い、留学生の学習等の向上を図った。（別添資料10-2-④-14「外国人留学生に対するチューター（日本語学習）の実施」参照）
- ・「外国人留学生補講プログラム」のカリキュラムを見直し、平成22年度から、日本語運用能力の更なる向上を図るため日本語補講科目の新カリキュラムを実施した。また、就職活動を日本語の側面から支援するための日本語補講科目を平成23年度から開講することを決定した。（別添資料10-2-④-15「外国人留学生補講プログラム」参照）
- ・日本語検定協会が実施する「J.TEST実用日本語検定」を外国人留学生に受験させ、日本語能力を公正かつ客観的に評価し、日本語支援を行うことで、各外国人留学生の日本語能力の向上を図っている。平成21年度までは、レベル認定証が発行されない団体随時試験受験を実施していたが、就職や進学に有利となるよう、レベル認定証が発行される公開試験受験を実施している。（別添資料10-2-④-16「J.TEST実用日本語検定実施内容」参照）
- ・「各種奨学金受給候補者選考基準」を見直し、「受給経験」の項目において博士課程在籍者は博士課程での受給経験を問わないこと、標準履修年限を超えない者とするを加えた。また、選考を厳格化するため「社会との連携・国際交流への貢献」の項目の加点を3段階にした。（別添資料10-2-④-17「各種奨学金受給候補者選考基準」参照）

外国人留学生と地域との交流を深めるための支援制度については、平成22年度に上越市の国際交流団体である社団法人上越国際交流協会と連携連絡会設置に関する覚書を締結し（別添資料10-2-④-18「国立大学法人上越教育大学と社団法人上越国際交流協会との連携連絡会設置に関する覚書」参照）、一層の連携を図り、外国人留学生が上越国際交流協会の活動に参加するなどして、市民との交流、スタディトリップ、異文化交流パーティなど多様な活動を月に1回以上行っている（別添資料10-2-④-19「外国人留学生等交流事業」参照）。また、地域との交流を深めるため、本学では「上越教育大学国際交流のつどい」（別添資料10-2-④-20「2010年度上越教育大学国際交流のつどい実施計画」参照）を毎年3月に実施している。

平成22年度には、平成23年度からの本実施に向け、外国人留学生が国際理解教育のための出張授業を学校等で行う事業計画（別添資料10-2-④-21「外国人留学生による国際理解教育派遣プロジェクト」参照）及び地域の学校に在籍する外国人児童生徒に修学支援を行う事業計画（別添資料10-2-④-22「外国人児童生徒への修学支援プロジェクト」参照）を策定した。この取組により外国人留学生と地域との交流を一層促進することはもとより、地域貢献を担うこととなる。

(分析結果とその根拠理由)

外国人留学生については、質の確保に目を配りながら、積極的に受け入れていると判断される。

外国人留学生支援については、留学生支援に関する4つの支援目標と具体的方策に基づき、一層の充実が図られた。特に、「外国人留学生補講プログラム」の新カリキュラムの実施や「日本語学習指導チューター」の新たな導入は、外国人留学生支援にとって効果の高い活動となった。

上越国際交流協会との連携連絡会設置は、同協会との一層の連携を図ることができ、外国人留学生と地域との交流を支える事業の実施に効果が期待できる。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

海外との教育交流、学生交流、海外研修などの活動について、教員養成系の単科大学としては、質・量ともに十分評価できるレベルにあると考える。

外国人留学生受入れのための支援及び環境整備については、各種支援の方策を実施に移し、着実に支援の効果をj得ている。

(今後の検討課題)

海外協定校との教育交流については、欧米圏、アジア圏ともに、一方通行的な交流に陥るおそれがあり、均衡のとれた相互交流が行えるよう方策を検討する必要がある。その際には、インターネットなどのメディアを活用した交流についても考慮すべきである。

海外教育（特別）研究などの海外研修プログラムの充実が図られたが、その実施においては、大学側も参加学生も一定の費用と負担を要するものである。今後、プログラムを継続するに当たっては、学生のニーズ、参加状況などを勘案しながら、評価・検討を行う必要がある。

外国人留学生の支援・交流については、上越教育大学国際交流推進後援会との連携をより密接にしていk必要があると考える。また「留学生の会」に対する活動支援や、日本人学生と外国人留学生の連携支援を行っていく必要もある。

3 基準10-3：教職員の国際会議等への参加が活発に行われていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点10-3-①：教職員の国際会議等への参加が活発に行われているか。

(観点・指標に係る状況)

過去3か年（平成20年度～平成22年度）における教職員の国際会議等への参加状況は、下表のとおりである。

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
学校臨床研究コース	3	3	4
臨床心理学コース	1	2	2
幼児教育コース	0	0	0
特別支援教育コース	2	0	2
言語系コース	1	2	4

社会系コース	2	1	2
自然系コース	1	1	1
芸術系コース	1	1	2
生活・健康系コース	6	0	3
教育実践リーダー／学校運営リーダーコース	0	0	1
合 計	17	10	21

(注) 海外出張・研修の用務内容により集計したデータである。

本学では、「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」(別添資料10-1-③-1「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」参照)において、「異文化理解マインドを持った教員の養成」と「国際レベルでの学校教育とその教育者養成の研究推進」の2つを目的に掲げ、国際交流の推進計画を定めている。学術交流の推進に関するものは下記のとおりで、計画の2)にあるとおり、国際学会等への研究者の派遣を積極的に推進している。

1 学術交流の積極的推進

1) 研究者の受入れ

本学の研究水準をより高度なものにするため、海外の第一線の研究者との共同研究を推進するとともに、積極的な受入を実施する。

2) 研究者の派遣

本学の担い手となる若手研究者を中心に国際学会等へ積極的に派遣する。

3) 共同研究

協定校の研究者との共同研究の可能性を探るため、コーディネーターを中心に情報を交換し、積極的に共同研究を推進する。

本学では、この計画の実現のため、独立行政法人日本学術振興会が募集する各種国際交流事業(研究者派遣、研究者招へい、国際共同研究など)のほか、その他の団体による国際研究助成について、募集の案内を逐次学内の教員向けに周知している。

これらの研究助成事業の1つに日本学術振興会が実施する国際学会等派遣事業(文部科学省が平成15年度まで実施していた国際研究集会派遣研究員制度が移管されたもの)がある。平成16・17年度において本学から3件の応募申請を行ったが、いずれも採択されなかった。(ただし、うち1件は申請取下げ)

また、本学では観点10-1-③で述べたとおり、学内公募による海外との研究交流事業を実施しているが、研究テーマ「若手研究者の国際学会等への参加」では、平成19年度に1件、平成21年度、平成22年度に各1件を採択・実施した。なお、平成23年度は5件を採択し、実施することとしている。

なお、平成19年度に本学において、国際シンポジウムを開催した。これについては、観点10-3-②の項において詳しく述べることとする。

(分析結果とその根拠理由)

教職員の国際会議等への参加は、上記の参加状況により活発に行われていると判断される。なお、上記参加状況には、国内で開催された国際会議等への参加は含まれていない。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

該当なし

(今後の検討課題)

教職員の国際会議等への参加に関する取組みについては、各団体の国際研究助成や学内公募による海外との研究交流事業の周知を継続して行っていく必要がある。

4 基準10-4：国際共同研究・国際貢献が適切に取り組みられていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点10-4-①：国際共同研究事業（各種団体），科学研究費補助金，国際交流協定，「国際共同研究の実施・参画」に属する個別活動等による国際共同研究やその他の団体との連携を通じた国際貢献が適切に取り組みられていること。

(観点・指標に係る状況)

平成20年度～平成21年度の2か年における各教員の国際研究プロジェクトへの参加状況は、以下の表のとおりである。

区 分	平成20年度	平成21年度
学校臨床研究コース	7	5
臨床心理学コース	0	0
幼児教育コース	0	0
特別支援教育コース	0	0
言語系コース	1	0
社会系コース	2	4
自然系コース	1	1
芸術系コース	4	3
生活・健康系コース	4	6
教育実践リーダー／学校運営リーダーコース	0	2
合 計	19	21

(注) 各年度の自己点検・評価結果（各教員の教育活動，研究活動，社会との連携に関する状況調査）の集計データである。

本学が、「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」（別添資料10-1-③-1「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方（平成14年6月19日運営評議会承認）」参照）において、国際的な学術交流を推進するために掲げた計画は、観点10-3-①の項で示したとおりである。

その計画に基づき、本学が平成18年度以降に取り組んだ国際共同研究事業は、次のとおりである。

1) 協定校との研究交流

本学では、協定校ごとに置かれたコーディネーターの教員が協定校の研究者との情報交換の窓口となり共同研究等の研究交流を支援している。

学内公募による海外との研究交流事業（観点10-1-③の項参照）では「交流協定締結校との研究者

交流（共同研究など）」の区分を設けており、平成18年度と平成19年度は各1件の派遣、平成20年度は3件の派遣、平成21年度は2件の派遣及び1件の招へいによる研究交流を実施した。

2) 哈爾濱師範大学との連携・支援事業

平成17年度から平成19年度まで、協定校である哈爾濱師範大学（中国）との間で特別支援教育領域での連携・支援事業を実施した。本学障害児教育講座（現特別支援教育）が同大学と取り交わした連携事業に関する覚書に基づくもので、中国における特別支援教育領域の人材育成、プログラム開発を支援するため、本学教員を同大学に派遣し、講義を行った。（別添資料10-4-①-1「上越教育大学障害児教育講座及び上越教育大学障害児教育実践センターと哈爾濱師範大学国際交流処との障害児教育分野における連携事業に関する覚書」参照）

3) コンソーシアムへの参加

平成18年度に、「アジア教師教育コンソーシアム」の設立に参加した。同コンソーシアムは、積極的な学術及び教育交流の推進を目的として、4か国（日本、韓国、中国、インド）12大学が参加して設立され、ベトナムの1大学が参加している。（別添資料10-4-①-2「アジア教師教育コンソーシアム設立のための参加大学間の協定覚書」参照）

また、平成21年度に、「東アジア教員養成国際コンソーシアム」に参加した。同コンソーシアムは、コンソーシアムを構成する大学間で、学生・教職員の留学及び研修の促進、学校教育や教員養成問題に関する国際共同研究の推進を中心として、その他、東アジア地域の教育の発展に資する事業の推進を積極的に図ることを目的として、3か国（中国、韓国、日本）42大学で構成されている。（別添資料10-4-①-3「東アジア教員養成国際コンソーシアム規約」参照）

両コンソーシアムとも、毎年国際シンポジウムが開催され、本学教員を派遣している。

4) 国際シンポジウムの開催

平成19年度に、3)で述べた「アジア教師教育コンソーシアム」の国際シンポジウムを本学において開催した。

前年度の第1回シンポジウムにおいて、本学が第2回シンポジウムの受入大学に選ばれ、平成19年10月3日～4日に開催したもので、各国・各大学から研究者が集い、「大学院における再教育」と「教育実習の実際と今後の課題」の2つの分科会で研究発表が行われた。（別添資料10-4-①-4「第2回アジア教師教育コンソーシアム国際シンポジウムプログラム」参照）

5) 外国人研究者の受入れ

平成18年度～平成22年度における外国人研究者の受入状況は、次のとおりである。各外国人研究者は、受入教員・学系の支援を得て、本学において各々の研究テーマに従い、研究活動を行った。

氏名	国籍	現職	受入期間	派遣制度
王承云	中国	上海師範大学地理学部助教授	19. 1. 4～ 19. 3. 31	日本学生支援機構 帰外国人留学生短期研究制度
許信恵	韓国	韓国教員大学校歴史教育科講師	19. 4. 1～ 19. 12. 16	私費
林明煌	台湾	国立嘉義大学教員養成センター助教授	19. 7. 1～ 19. 9. 10	私費
Heinz Steinbring	ドイツ	デュイスブルグ・エッセン大学正教授	20. 5. 16～ 20. 6. 17	私費

Iwan Setiya Budi	インドネシア	ディアン・ヌスワントロ大学日本語学科講師	20. 7. 31～ 20. 10. 30	国際交流基金 東アジア大学院生日本研究特別招へいプログラム
牛 志奎	中国	北京師範大学教育管理学院 副教授	22. 1. 18～ 22. 2. 17	本学海外との研究交流事業
Sykora Jan	チェコ共和国	カレル大学哲学部東アジア 研究所長・日本研究学科長	22. 10. 29～ 22. 11. 30	本学海外との研究交流事業

外国人研究者の受入れは、上越教育大学外国人研究者規程（別添資料10-4-①-5「上越教育大学外国人研究者規程」参照）に基づき、国際交流推進室において受入れの可否について審議を行い、受入れを決定している。

なお、外国人研究者の受入れを円滑に行うため、外国人研究者が学内で研究活動を行う場合の取扱いとして「外国人研究者の取扱いについて」（別添資料10-4-①-6「外国人研究者の取扱いについて」参照）を定め、実施している。また、研究場所として専用の研究室を提供している。

国際貢献に関する事業に関しては、国際交流推進室において、中期計画・年度計画に基づき、他機関・団体との連携を考慮し、本学が取り組むべき国際貢献についての情報収集と検討を行っている。

（分析結果とその根拠理由）

上記に掲げた事例のとおり、各教員、各学系及び各コース（科目群）において、各種の国際共同研究・国際貢献活動が取り組まれている。

（2）優れた点及び今後の検討課題

（優れた点）

該当なし

（今後の検討課題）

国際貢献に関する取組みについては、他の機関・団体との連携策を探り、継続して情報収集を行っていく必要がある。

5 基準10-5：国際交流を促進・支援する組織が設置されていること。

（1）観点・指標ごとの分析

観点10-5-①：国際交流を促進・支援する組織が設置されており、機能しているか。

（観点・指標に係る状況）

本学において、国際交流及び留学生交流の推進に寄与するための中心的な組織として、国際交流推進室が設置されている。（別添資料10-5-①-1「国立大学法人上越教育大学国際交流推進室規程，同部会細則」参照）

国際交流推進室は、「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」（別添資料10-1-③-1「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」参照）に定める国際交流・留学生交流の推進

計画に基づき、平成14年度に設置された組織である。発足当初は、国際交流に関する事項を審議するための機関として従前より置かれていた国際交流委員会と役割を分担し、並置されていた。

平成16年4月の法人化において、国際交流委員会と国際交流推進室の業務内容と機能が統合され、法人に置かれる組織として再発足したものである。

国際交流推進室には、推進室の運営に関する重要事項を審議するための国際交流推進室会議及び推進室の業務を遂行するための部会が設置されている。部会は、平成22年度から、これまでの3部会から2部会に再編し、協定校交流推進部会は協定校との交流推進等、留学生支援部会は外国人留学生の修学及び生活上の指導等を担当している。

国際交流推進室は、室長（学長が指名した理事）、国際交流専任教員、協定校担当者（コーディネーター）、学務部長及びその他学長が指名した者により組織されている。なお、国際交流推進室会議は、室長、国際交流専任教員及びコーディネーターのうちから室長が指名した者、協定校交流推進部会は、部会長

（国際交流専任教員）、コーディネーター及び室長が指名した者、留学生支援部会は、部会長（国際交流専任教員）及び室長が指名した者により構成されている。（別添資料10-5-①-2「上越教育大学国際交流推進室室員名簿」参照）

国際交流推進室の業務内容は、次のとおりである。

- (1) 国際交流及び留学生交流の推進に係る企画立案に関すること。
- (2) 大学間交流協定校の情報収集及び情報提供に関すること。
- (3) 地域と連携した国際交流の推進に関すること。
- (4) 外国人留学生に対する修学及び生活上の指導助言に関すること。
- (5) 大学間交流協定校等との研究者交流の推進に関すること。
- (6) 大学間交流協定校等との学生交流の推進に関すること。
- (7) 外国人留学生に対する研修プログラムに関すること。
- (8) 海外留学を希望する学生に対する修学及び生活上の指導助言に関すること。
- (9) 帰国外国人留学生に関すること。
- (10) 国際交流及び留学生交流に係る教員及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (11) その他国際交流及び留学生交流の推進に関する必要な事項

平成20年度から平成22年度までにおける国際交流推進室の主な審議事項は、次のとおりである。

- ・外国人留学生の受入れ
- ・外国人研究者の受入れ
- ・海外との研究交流事業
- ・海外の大学等との交流協定締結及び更新
- ・協定校との短期留学（派遣・受入れ）計画
- ・国費外国人留学生候補者の選考・推薦
- ・短期留学生研修プログラム
- ・部会の再編等
- ・国際交流推進室重点施策
- ・社団法人上越国際交流協会との連携連絡会の設置
- ・協定校開拓の検討
- ・外国の大学等との交流協定に係る手続きの策定
- ・留学生支援事業の実施

平成20年度から平成22年度までに国際交流推進室が実施した主な事業は、次のとおりである。

ア) 外国人留学生の交流事業

外国人留学生との意見交換会，留学生スキーのつどい，国際交流のつどい

イ) 外国人留学生支援のための事業

留学生オリエンテーション，外国人留学生補講プログラムの実施，留学生チューターの配置及び留学生チューター（日本語学習）の新設，各種奨学金等の受給候補者の選考・推薦，「各種奨学金受給候補者選考基準」の見直し，J.TEST実用日本語検定受験の実施，入国管理局への取次申請，留学生教育研究会

ウ) 学生の海外留学推進及び海外研修事業

海外学生派遣プログラム説明会，留学説明会，海外教育（特別）研究，留学生交流支援制度による派遣留学生の募集・選考

エ) 海外協定校等との交流事業

ウェストミンスター・スクールとの交流協定締結，アイオワ大学及びチャナッカレ・オンセキズ・マルト大学との交流協定更新締結，韓国教員大学校短期留学プログラム（派遣・受入れ），ウェストミンスター・スクール初等部訪問団の受入れ

オ) 海外との研究交流推進のための事業

学内公募による教員の研究交流（派遣・招へい），外国人研究者の受入れ

カ) その他

国際交流・外国人留学生に関する情報発信を目的とした「国際交流のひろば」及びメールニュースの発行，大学ホームページ掲載内容の充実

「上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方」に定める国際交流・留学生交流の推進計画では，「教職員の国際交流・留学生交流に関する認識を高め全学的な協力体制を強化するとともに，国際交流推進室の質的充実のため，教職員等からの定期的な経済的支援を行う。」とし「国際交流基金の設立」を計画に掲げている。この計画に基づき，平成14年度に設立された学外組織である上越教育大学国際交流推進後援会は，上越教育大学における国際交流の推進を支援し，教育及び学術研究の進展に寄与することを目的とし，各種の支援事業を実施している。（別添資料10-5-①-3「上越教育大学国際交流推進後援会会則」参照）

同後援会の主な支援事業として，次のような経済的な支援が実施されている。

- ・私費外国人留学生奨学事業（別添資料10-2-④-17「上越教育大学国際交流推進後援会外国人留学生奨学生」参照）
- ・協定校への短期留学生助成事業（別添資料10-2-①-2「派遣留学生助成事業」参照）
- ・韓国教員大学校との学生交流への支援事業

上越市の国際交流団体である社団法人上越国際交流協会には，役員として本学職員が運営に参画（協会顧問に理事，協会理事に教員が各1名就任。）している。また，平成22年7月には，同協会と連携連絡会設置に関する覚書を締結し，一層の連携・協力を図りながら，国際交流・留学生交流の事業を行っている。

（別添資料10-2-④-19「国立大学法人上越教育大学と社団法人上越国際交流協会との連携連絡会設置に関する覚書」参照）

（分析結果とその根拠理由）

本学において，国際交流を推進するための中心的な組織として，国際交流推進室が設置されており，他

の組織との連携を図りながら、国際交流及び留学生交流推進のための様々な事業を展開している。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

本学において、国際交流推進室は、各種の国際交流事業及び外国人留学生の受入れ・支援を推進するための組織として、他の組織との連携を図りながら、大変有効に機能している。

(今後の検討課題)

国際交流推進室の構成員はそのほとんどが学長指名により選出されており、国際交流推進室の運営において個人に頼る側面が大きいと言える。各構成員の選出が組織を基盤とするものでないことから、学内各組織の意見等を国際交流の推進に反映させていく方策が求められる。

III 基準10の自己評価の概要

本学では、大学教員人事に係る基本方針の中で、国内外を問わず優れた人材確保に向け外国人の雇用促進を図ることとしており、教員公募の際には「国籍は問わない」ことを応募条件に明記している。また、日本語を母語としない者を特任講師として雇用する特任教員規程を設けており、英語関連科目を担当する者1名を雇用している。

平成20年度～平成22年度の研究用務による教職員の海外派遣は、それぞれ81件、53件、97件となっている。また、その中に占める准教授、講師、助教の割合は、合わせて48%前後である。これを経費別にみると、本学運営経費による出張がそれぞれ29件、27件、52件と平成22年度は大幅な増加があり、私費による研修がそれぞれ7件、7件、5件である。科学研究費補助金などの外部資金による派遣は、それぞれ45件、19件、40件であった。若手教員については、派遣枠を設定して募集を行っており、教職員の海外派遣は、活発に行われている。

学生の短期海外研修は、「海外教育（特別）研究」及び「海外フィールド・スタディ」が授業科目として開設され、定期的実施されており、そのプログラム内容についても充実が図られている。

平成22年度末の時点での協定校は、6カ国9大学等に上る。これらの協定校との交流を推進するため、協定校ごとにコーディネーターの教員を配置し各種交流の連絡調整を行うとともに、時間帯を設定して学生の留学相談を行っている。協定校に対しては、各大学を訪問し、国際交流担当者との意見交換や学生に対する留学説明会を行っている。同時に本学ホームページに「留学案内」を掲載・公表し、協定校からの留学希望者に情報提供を行っている。本学の学生に対しては海外派遣プログラム説明会や留学説明会を開催し、協定校の紹介、各種プログラムの説明、留学体験談の発表等を行っている。

外国人留学生については、質の確保に目を配りながら、積極的に受け入れている。外国人留学生への支援については、特に「外国人留学生補講プログラム」の実施や「日本語学習指導チューター」の導入が高い効果をあげている。

国際共同研究や他の団体との連携を通じた国際貢献としては、協定校との研究協力、哈爾師範大学との連携・支援事業、アジア教師教育コンソーシアムへの参加及び同コンソーシアムシンポジウムの開催等をあげることができる。

国際交流及び留学生交流の推進に寄与するための中心的な組織として、国際交流推進室が設置されており、他の組織との連携を図りながら、国際交流及び留学生交流推進のための様々な事業を展開している。